

現代のお墓事情と上手なお墓の引っ越し術

～お墓の悩みは早目に解決しましょう～

NPO法人 永代供養推進協会 代表理事 小原 崇裕

《執筆者プロフィール》



小原 崇裕(おはら たかひろ)

出版社経営を経て、2002年、特定非営利活動(NPO)法人永代供養推進協会を設立、代表理事。僧籍を持つ。無料仏事相談を窓口にして、一般市民の立場に立った、エンディングをめぐる事前対策、葬儀、お墓・永代供養等の相談と支援活動を行っている。

※掲載記事とプロフィールは2012年9月現在の内容です。

増えるお墓の引っ越し

近年は、従来のような先祖代々墓「家墓」を建てる人が減る一方、田舎の「家墓」を引越す（改葬）動きが見られるようになってきました。

背景には、都市への人口集中の下で少子高齢化が加速し、核家族化や単身化が広がっているという社会現象があります。

- ①故郷や実家の先祖代々のお墓を継ぐ人がいなくなって困る。
- ②檀家だった親が亡くなってお墓を継ぐことになったが、お布施や管理費、寄付金などの負担が重いうえ、お寺との付き合いが面倒で、お墓を移したい（お寺から離れたい）。
- ③残された家族に「墓守」や「お寺との付き合い」などの面倒、負担を残したくない。
- ④「自分のお墓のことは自分の事情に合わせて決めたい」という思いから、家としてではなく、個人としてのお墓を求めたい。などと考える人が多くなり、お墓を引越す「改葬」の希望が増えているのです。

ところが、お墓の引っ越し「改葬」に際しては、トラブルが発生しかねません。できるだけ早めに方針を固めて、着手していくことをお勧めします。

改葬の手続き、最初が肝心

お墓の引っ越し「改葬」に当たっては、今お墓がある市区町村の役所から「改葬許可申請書」を受け取ります。そして、所定内容を記入のうえ、今のお寺（または霊園経営主体）の署名、押印をもらいます。

そのうえで、表1のとおりの手順で手続きを進めていきます。

その過程で、寺院墓地からの改葬の場合、高額な「離檀料を払わなければダメ」と言われて困惑する人が少なくありません。

お寺から署名、押印をもらわなければならないことから、お寺がそれをたてに強気になりがちなのです。

特に、高額な寄付金を要求されるケース、あるいは、代替わりした新しい住職の人間性に我慢できず「寺離れ」「寺替え」したいために改葬するケースにおいて、お寺ともめることが多いのです。

お寺へのトラブル対処策

改葬を決意したらまずは、住職に「改葬を考えているのですが」と、相談として持ちかけることです。

そして、快く応じてくれないようであれば、余計なことは一切言わず、例えば「先々にお墓の承継者がいなくなるから、近くの永代供養墓に」などの理由だけを言い通すことです。改葬を止める権利はお寺にはありません。お寺側は何を言ってもこちらの考え、態度が変わらないとなると、どうにもできないのです。

それにもかかわらず、とても納められないような高額な「離檀料」をなおも当然のごとく要求された場合は、せいぜい、今までお世話になった感謝の気持ちとして「〇〇万円が納められる精一杯です」と言い切るのです。

無理に多額のお布施を強要するような拝金主義のお寺は、逆に自分のお寺から離れていけというような態度に変わりがちです。それでも、お寺の強気にめげないで、余計なことは一切言わず、前述のようにこちらの考えを言い切れば、結果、お寺は応じるしかないのです。

なお、改葬に当たっては、個人所有地のお墓でない限り、墓石を撤去し、区画をさら地にして返すことになっていきますので、その分の石材店への支払い費用実費（お墓の大きさ、造り等で十数万円～三十万円）がかかることを念頭に置いておく必要があります。

永代供養墓の経済合理性

お墓の引っ越し先としては、今住んでいる近くの霊園に移す人もいますが、お参りは自由にできるうえ、「お寺」が家、家族に変わって供養と管理をしてくれる「永代供養墓」への改葬が増えてきています。

一般のお墓の場合は、永代使用料（墓地の区画使用料＝区画を使用する権利であって所有権ではない）に墓石代、工事費がかかります。そして使用中は年間管理費（墓地を使用する限り永代にかかる）もあります。また、「入檀料」「志納料」を納めることが必要な場合もあります。

一方、永代供養墓は、個別墓形式でない限り、墓石代、使用料、管理費等がかかりません。

当初の申込時に一式料金（永代供養料、納骨法要料、墓誌に納骨者名を刻む刻字料）を納めれば、その後は、管理費やお布施（年回忌法要、卒塔婆などお願いしない限り）、寄付金などの費用は一切かからないのです。

ただし、永代供養墓の料金は、一人（一体、一霊）がいくらという設定になっているのがほとんどですから、改葬のお骨が多い場合はそれなりの費用がかかります。

永代供養墓は、「お骨安置タイプ」と「合祀タイプ」（最初から骨壺からお骨を出して土に還す）があり、その費用は地方では約50万円、東京においては約30万円ぐらいが妥当料金と私共は考えています。「合祀タイプ」はお骨安置タイプの半額以下の料金となっています。

永代供養墓の選び方は「住職次第」

永代供養墓は「お寺」が運営するものを選ぶことをお勧めします。

民間霊園、公営霊園の永代供養墓もありますが、供養の面では「お寺」のがよいでしょう。霊園は供養となると、僧侶を呼んでこなればできませんし、特に民間霊園となると、安定経営の維持という面で「永代」に不安があります。やはり、「お寺」というのは日々のお勤めが仕事ですし、継承性も霊園よりはあります。

選ぶ際には、お墓の造り、外観の良し悪し、立地、環境、料金の妥当性などを踏まえて検討するのはもちろんのことですが、実際に足を運んで、住職と面会し、供養を託すことができるかどうかを必ず自分自身で確認することが大事です。

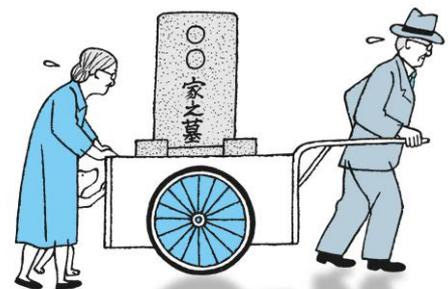


表1 改葬の手順と手続き

1 いまのお墓がある市区町村から「改葬許可申請書」を入手。



2 「改葬許可書」の所定欄に必要事項を記入、さらにいまのお寺から署名捺印をもらう。



3 新たに納骨する永代供養墓などのお寺から「使用（納骨）許可書」をもらう（新たな納骨先を「改葬許可申請書」の所定欄に記入するだけでよい場合は不要）。



4 記名・捺印後の書類を、いまのお墓がある市区町村に提出、「改葬許可書」を発行してもらう。



5 いまのお寺で「魂抜き（閉魂供養、消魂供養）」をし、遺骨を取り出す。石屋さんに墓石を取り払ってもらう（費用実費）。



6 新しいお寺に「遺骨」と「改葬許可書」を持参。



7 納骨供養して永代供養墓など新しい納骨先に納骨、あるいは合祀。

表2 永代供養墓を選ぶ際の留意点

費用・条件

一式料金に何が含まれているのか確認。
まれに、檀家になること、宗派への帰依が条件の場合もあるので注意。

〔備考〕 お寺の永代供養墓では、おおむね、これまでの宗旨・宗派、宗教（神道、キリスト教など）を問われません。
なお、ごく一部の神社で永代供養墓を営んでいます。

自分の目で確認

現地を訪れ、自分で確認。交通アクセスも自分の足で。

必ず住職と面談

契約前に必ず面談を。住職が会ってくれないところは避ける。

使用規定の確認

使用規定、条件を確認。

供養と管理の信頼度を見極める

物でなく供養（おつとめ）を買うことなので、業者に募集を任せている寺、業者が複数の寺の募集代行をしているところは避ける。

参拝スペースの確認

参拝しやすい場所にあるか、参拝スペースがあるか。永代供養墓と本堂の前で手を合せてみて、深く安心できる気持ちになるか。